

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和3年9月8日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 太田眞奈美

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和3年7月6日から令和3年7月29日まで

**3 監査の対象部課等**

健康福祉部 高齢介護課、保険年金課  
都市建設部 下水道課  
会計課

**4 監査の対象**

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

**【健康福祉部高齢介護課】**

令和2年度に係る財務事務執行については、一部の財務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

**【健康福祉部保険年金課】**

令和2年度に係る財務事務執行については、一部の財務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

#### 【都市建設部 下水道課】

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

#### 【会計課】

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

### 8 監査の結果に関する意見

#### 【健康福祉部 高齢介護課】

##### (1) 事務の適正な執行について

支出事務を中心に、不適切な事務処理が多く見られた。その原因としては、関係法令や制度等の認識不足をはじめ、単純な事務処理誤りやチェック体制の不備などが掲げられると考えられるが、財務事務を適切に執行していくためには関連法令や各事務マニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解が不可欠である。統括する職員や財務担当職員を中心に組織内でケースワークを行うなど、組織として事務における一定の水準を確保し、体制の構築に向けて取り組まれることを要望する。

##### (2) 随意契約について

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定にあたり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し、町民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を具体的に記載する必要がある。

随意契約を行う場合は、他に選定できる事業者がないか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

また、一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規程を再度確認するとともに、常に競争入札に付する可能性についても検討するよう努められたい。

#### 【健康福祉部 保険年金課】

(1) 前回の定期監査において、服務事務に誤りが多く見受けられたことから留意事項として指摘をしているが、今回の監査においても前回と同様に不適切な事務処理が多く見受けられた。また、収入事務や支出事務においても、不適切な事務が多数見受けられた。今一度規則、規程等を確認するとともに、財務担当職員や複数職員によるチェックを徹底し、適切な事務処理に努められたい。

##### (2) 随意契約について

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定にあたり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し、町民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を具体的に記載する必要がある。

随意契約を行う場合は、「この業者ありき」ではなく、事業の性質や他に選定できる事業者がないか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、業者選定を行われたい。

また、一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規程を再度確認するとともに、常に競争入札に付する可能性についても検討するよう努められたい。

- (3) 国民皆保険制度の中核を担っていく職場であり、今後も収納率の向上と保険事業の推進による歳出の抑制について、バランスよく取り組まれない。

**【都市建設部 下水道課】**

(1) 随意契約について

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定にあたり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し、町民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を具体的に記載する必要がある。

随意契約を行う場合は、他に選定できる事業者がいないか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

また、一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規程を再度確認するとともに、常に競争入札に付する可能性についても検討するよう努められたい。

- (2) 今後の下水道施設の老朽化に対するメンテナンスや下水道サービスの持続的・安定的な提供のためには、受益者負担による適正な下水道使用料の確保やより一層の歳出の抑制が求められることから「経営戦略」や「ストックマネジメント計画」による的確な進行管理に努められたい。

また、下水道使用料については今後、段階的な改定が予定されていることから、町民に対して改定の内容や下水道事業の重要性について丁寧な説明を行うことを要望する。

**【会計課】**

- (1) 前回の定期監査で要望したが、備品の管理を効率的かつ確実にを行うようデジタル化も含めた台帳類の見直しを要望する。

- (2) 現在、様々な情報がデジタル化される中で、会計課の事務についても IT 化を推進することで作業工程を減らし、事務効率化を図ることが可能になると考えられるので、いわゆる業務の自動化について積極的に検討されたい。